

4月開始

町税の納付が便利になります

◆問い合わせ

税務課収税班 ☎84-1212

町では従来の金融機関等の窓口納付や口座振替納付に加え、4月からクレジットカードによる納付とコンビニエンスストアでの納付ができるようになります。

◎対象の町税等（平成23年度課税分以降に限る）

町県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（普通徴収）

◎利用できる期間

納税通知書に記載されている納期限内

①クレジットカードによる納付

パソコンや携帯電話から「Yahoo! 公金支払い」のポータルサイトに接続して、クレジットカード情報を入力することにより、納期限内であれば自宅や外出先から24時間いつでも簡単に納付することができます。

利用に必要なもの

・納付書

・クレジットカード     

※上記ロゴが入ったカードであれば利用可能です。

利用上の注意

- ・クレジットカード納付の際に発生する手数料は納税者負担となります。
- ・パソコンのインターネット接続費用や携帯電話のポケット代は納税者負担となります。
- ・納期限を過ぎたものはクレジットカードで納付することはできません。
- ・金融機関等やコンビニエンスストアなど納税窓口や店頭でのクレジットカードによる納付はできません。
- ・現在口座振替納付をご利用されている方が、クレジットカード納付に変更したい場合にはあらかじめ手続きが必要です。

②コンビニエンスストアでの納付

町税等がコンビニエンスストアでも納付できるようになります。コンビニエンスストアでは24時間いつでも納付することができます。

（ただし、各コンビニエンスストアの営業時間内に限る）

利用に必要なもの 納付書

利用できるコンビニエンスストア

エーエム・ピーエム、エブリワン、くらしハウス、ココストア、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セーブオン、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン

利用上の注意

～次の納付書はご利用できません～

- ・納付書1枚あたりの納付金額が30万円を超えるもの
- ・バーコードの印刷がない、または読み取れないもの
- ・納付期限を過ぎたもの
- ・金額を訂正したもの
- ・平成22年度課税分までのもの

千葉県後期高齢者医療広域連合の事務所が移転します

3月7日(月)から新しい事務所で業務を行います。所在地及び電話番号が新しくなりますので、事務所にお越しいただく場合やお問い合わせをいただく場合は、ご注意ください。

◎所在地 〒263-0016 千葉市稲毛区天台6丁目4番3号 国保会館内

◎電話番号 保険料・被保険者の資格 資格保険料課 ☎043-308-6768 ※変更なし

医療の給付など 給付管理課 ☎043-216-5013

制度の運営・広報・議会 総務課 ☎043-216-5011

※土・日・祝日・年末年始を除く 午前9時から午後5時まで

FAX 043-206-0085 ホームページ <http://www.kouiki-chiba.jp/>